◉労旬70周年記念特集 /現代日本の労働法学の課題を考える

国際基準にもとづく派遣法抜本改正の課題

-共同使用者責任拡大と派遣労働の弊害排除

脇田 滋 龍谷大学名誉教授

遣法」)は、翌一九八六年七月施行後、二〇二 九八五年制定の労働者派遣法 (以下、 「派

はじめに

法・司法はこうした危機に応えることなく、 働法の危機的状況が深まることになったが、立 代には 働法の基本原理を大きく毀損して日本労働法全 ている。 体を大きく劣化させた。その結果、二〇一〇年 任配分」(いわゆる「雇用と使用の分離」)が 般化した。法理論的には、派遣法の「使用者責 する使用者責任を負わないという「異常」が一 派遣先事業主(以下、「派遣先」)が労働者に対 に深刻な弊害を生み出し続けてきた。それによ よって対象業務を大幅拡大し、日本の雇用社会 しろ世界の動向とは逆行とも言える動向を示し って、労働力の最終利用者 (end user) である 〇年で三五年目に入った。同法は相次ぐ改正に 実態を重視して労働者を保護する」という労 「再生」 一や「復権」が叫ばれるほどに労

> いて試論的に論じてみたい。 題状況と、その弊害排除のための法的課題につ work)」実現を妨げている日本的派遣労働の問 0 接 動向に注目して、「人間らしい労働(decent 雇用」の弊害克服を進める韓国司法・立法 本稿では、 ILOとEUの動向、 とくに「間

国際動向と大きく 日本の派遣法

相次ぐ法改正で異形化した派遣法

1

に狭く限定するので労働市場に悪影響を与えな えることが妥当であること、②対象を専門業務 まりは現実的でなく、むしろ新たな法規制を加 由は、 条や労働基準法六条で禁止されていた「偽装請 いこと、③独・仏などでも派遣法が制定された 和目的の政策立法であった。同法制定の主な理 負形式の間接雇用」の一部を合法化する規制緩 九八五年制定の派遣法は、職業安定法四四 蔓延する偽装請負慣行の取り締

> る。 保護という点で国際的に異常なほどに低水準で に強く反対した。とくに、日本派遣法が労働者 接雇用合法化に強い違和感を覚え、派遣法制定 者は戦後の憲法や労働法の基本理念に反する間 希望に沿うことなどが主張された。しかし、筆 こと、④企業に縛られない派遣労働は労働者の

とする一方、②それ以外の業務は派遣受入期間 来の二六業務は派遣期間の制限を設けないこと 換を象徴する規制緩和であった。ただし、 外のすべての業務で派遣受入れを可能とした一 られた。とくに、対象業務について禁止業務以 限が見られず、一九九九年改正までに適法な労 る取締りは後退を続け、逆に、「異形の帝国 示す日本法独自の特徴となった。②は、 を容認した点で世界の派遣法との違いを端的に るように①は、派遣受入期間の上限がない派遣 の上限を一年とした(「一年ルール」)。 九九九年派遣法改正は、日本の労働政策の大転 働者派遣でも一○年を超える長期派遣の例も見 州諸国法とは異なり、明確な「派遣期間」 の人材供給業が大きく成長した。派遣法では欧 や「裏派遣」と呼ばれる製造業での請負形式で た。他方、「偽装請負」に対する労働行政によ の是正はなく、派遣労働は拡大の一途を辿 大し続けた。 一九九六年改正での二六業務まで対象業務を拡 派遣法は、一九八五年制定時の一三業務から しかし、 派遣法がもたらす弊害 後述す 派遣受 」の制

艮)た。 を受けて二○○三年改正で上限一年が三年に後 受け入れる規制であったが、経営側の強い要望 入れを短期間に限定する各国派遣法の考え方を

2 裁判による異常なまでの「間接雇用容認」

派遣法をめぐる裁判は、法施行以後、多いとは言えなかった。その理由は、①派遣労働者がと判断組合の多くが同一企業所属の組合員のみを組織し、同じ職場で働いても派遣労働者を別を継続し、同じ職場で働いても派遣労働者を別を対しての後、3。しかし、問題は深刻に潜なかったからである。しかし、問題は深刻に潜なかったからである。しかし、問題は深刻に潜なかったからである。しかし、問題は深刻に潜

用責任を問う裁判が提起された。 会的批判が高まった。 弊害が可視化されて、 例九六〇号一八頁)。そして、二〇〇八年秋に 的判決を下した(平成二〇・四・二五労働判 高裁は派遣先の直接雇用責任を一部認める画期 なかで二○○八年四月、松下PDP事件・大阪 政の取り締まりが始まった。そのような背景の 負が広がっていることが明らかになり、 改正があったにもかかわらず、製造業で偽装請 「派遣切り」と呼ばれる大量の解雇・ 二〇〇三年、 製造大企業による間接雇用濫用の 松下PDP事件と同様な派遣先雇 製造業も対象業務とする派遣法 派遣規制緩和政 全国で約六〇の しかし、二〇 雇止めが 策への社 「派遣切 労働行

Ó

本の立法・司法の派遣法をめぐる動向は、

I L ○九年一二月、松下PDP事件で最高裁は、高 ○大年一二月、松下PDP事件で最高裁は、高 本い判断を示した(最二小判平二一・一二・一 下級審にも大きな影響を与えてマツダ事件・山 下級審にも大きな影響を与えてマツダ事件・山 下級審にも大きな影響を与えてマツダ事件・山 下級審にも大きな影響を与えてマツダ事件・山 において派遣先の雇用責任を否定する点で司法 において派遣先の雇用責任を否定する点で司法 において派遣先の雇用責任を否定する点で司法

不十分にとどまった改正派遣法 の権交代にもかかわらず、

な方向を進んでいたのである。

に歯止めをかける世界の動向と乖離する対照的

韓国などで現れてきた間接雇用濫用

二〇〇九年九月の総選挙の結果、政権が交代

照。 府案からも大きく後退して、 規制が導入されたが、野党三党案だけでなく政 きの派遣先による直接雇用申込義務規定などの 部禁止や、受入れ期間 て成立した二〇一二年改正法は、 その後、野党(自民党・公明党) 権が示した政府案は三党案から大きく後退 法改正公約の実現が期待された。 まとまり、従来とは異なる規制強化の方向での 党、社民党、国民新党)による派遣法改正案が した。二〇〇九年六月、 本的問題点を維持する内容であった (三年上限)を超えたと 従来の派遣法の基 との合意を得 しかし、 日雇派遣の一 (次頁図参

二〇一五年派遣法改正4 異形な内容を拡大した

親和的派遣法規制に逆戻りし、 等待遇規定もないままで、 た。また、 派遣先として無期限に派遣受入れが可能となっ された。結果として、①、 があれば更新可能)、②個人単位では三年上 位 合にも派遣先が無期限で派遣受入れが可能であ 派遣先での派遣受入期間について、 (ただし、労働者を入れ替えれば更新可能) く期間制限なしに派遣利用が可能となった。 !で三年上限(ただし、過半数代表との協議 さらに、安倍政権での二〇一五年改正では 派遣先は、 派遣元での無期雇用労働者などの場 原則として業務に関係な ②の要件を満たせば 他に類例のない企業 「異形な派遣法 ①事業所単

連立政権と2012年労働者派遣法改正

2009年6月野党3党案 (民主党・社民党・国民新党)

法の目的:労働者保護を明記

日雇い派遣:禁止(2ヶ月以下 の雇用禁止、2月+1日とみな す)

製造業派遣:原則禁止 (例外:専門的業務など)

登録型派遣:原則禁止 (例外:26業務、育休代替など)

直接雇用みなし (労働者による通告)

均等待遇の確保

派遣先責任の強化 (団交応諾など11項目) 2009年12月28日労政審答申 →政府案(2010年3月末)

法の目的:労働者保護を明記

日雇い派遣:禁止(例外:一定業務。 2月+1日のみなしはしない)

製造業派遣:原則禁止 (例外:常用雇用の派遣)

登録型派遣:原則禁止(例外:26業務、 育休代替、高齢者、紹介予定)

直接雇用(派遣元での労働条件と同一 の契約を申込んだものとみなす)

均衡を考慮する旨の規定

法施行猶予3年 (登録型については最長5年の可能性)

た深刻な否定的

状況に置かれることになっ

(decent work)

とは対極に

ある劣悪労働

であ

の状況は、

Ι

L

Oがめざす

「人間

らし

い労働

など大きな利益を享受した。

それらと裏腹に、

(派遣先)

も自

由

な雇

用

調

整や人件費削

減

遣労働者は、

①雇用

②差別的

劣悪待

③権利行使

困

4 不安定、

団

結困難=孤

立と

0

ジネス」 況が現わ

と称 n

して大きく増大し、

派遣労働

利

た。

派遣

派

遣

元

は

人材ビ

事者には、

異常と言える程度に不均

な状

施

年

て派遣

労働をめぐる三

面

2012年3月28日成立 (2012年10月1日施行)

法の目的: 労働者保護を明記

日雇い派遣:禁止(例外:大幅 に認める)

←自公(当時の野党)が 反対

直接雇用(派遣元での労働条件 と同一の契約を申込んだものと みなす)

均衡を考慮する旨の規定

法施行猶予3年

雇用不安定 「痛みのない解雇自由」 の不正義

損する不正義状態であ

(二七条・一

八

条

る。(ジ)が保障する労働人権を

からな 実な声をあげ続けてい 当初から三四 3 期間に雇用終了 元との労働者派遣契約を打ち切ったとき、 派 元 どこで何の ij が 遣 労働者は、 雇 雇用継続をする例は多くない。 スクを常時的に を行なった派遣先を相手に争うこと と、 年を経た現在まで、 派遣で働 仕事をしているか、 や反復更新をしても ほとんどが る。 有してい く労働者たちは法施 とくに、 有期 る。 異 雇 派 \Box 自 用 数 流遣先が 一同音に であ 分でも分 雇 事 力 止 月 実 8 1) 派 切 後

日本的派遣労働の深刻な弊害

という特徴を 13 っそう強めることになった。

きる場合は少ない。
をある場合は少ない。
をある場合は少ない。
をある場合は少ない。
をおいるは一次で解雇を争うことが可能である」と主張するが、は至難である。形式にこだわる論者は「派遣元

「虚構」と言っても過言ではない。雇用を代替措置とする一五年改正は現実には それを争うことは困難である。派遣元での安定 金大幅低下)を紹介されることが少なくないが、 望を示しても不本意な職場 には、 派遣元での長期安定雇用は不可能である。現実 型派遣」は限りなく有料職業紹介の実態に近く、 労働者派遣事業の許可要件は依然としてあまり ものである。 い。大手派遣であっても容認されている「登録 雇用主」と言える存在であることに変わりがな にも緩やかであり、 切られたときの代替的な「雇用安定措置」が導 入されたが、その実態は安定雇用とはほど遠い 一〇一五年改正では、 状態にあると言えるので、 派遣労働者の多くは、求職 同改正で許可制に一本化されたが 多くの派遣元は「名ばかり 派遣先での就労が打ち 例、 次の派遣先希 遠隔地や賃 (=失業・半

責任を回避するために、経営者団体は、派遣労体に「解雇制限法理回避目的」が内在しているにとを直視すべきである。直接雇用の場合にはませい。現在では法律上の明文規定の法理が確立し、現在では法律上の明文規定の表別闘使用者が解雇責任を問われる。数多くの裁判闘使用者が解雇前限法理回避目的」が内在しているには所属制限法理回避目的」が内在しているが、派遣労働という「間接雇用」それ自

しているのである。 しているのである。

2 使用者の責任回避・労働者の無権利の蔓延

考える方が実態に即している。 外的な場合にのみ「雇用関係と擬制される」と 関係が擬制される」などとして使われる。しか 用擬制)。一般的には、「雇用擬制」とは、 る。 ことはなく、 とされたが、 user)である派遣先は、 派遣の場合に派遣先と労働者間での「直接雇用 雇用主とされ、 た。そして、 使用者責任の大部分を回避できることになっ 令してその労働提供を受ける最終利用者 雇用関係」と擬制したものと考えられる 派遣労働の法認によって、 派遣法は、派遣元と労働者の関係を特殊な 派遣元と労働者間の関係は、 本来の労働契約関係とは異質であ 派遣元は、労働者を指揮命令する 派遣元が労働者と労働契約を結ぶ 両者の間に「雇用関係」がある 前記の解雇責任を含む 労働者を指 適法派遣の例 違法 揮命 (end (雇

い。ところが、派遣法は、労働法(労基法、労て形式的な存在としか言えない場合が少なくなれに相応しい社会的実体をともなわず、きわめ実際には、派遣元は、雇用主と言うには、そ

利、 を進める「先兵」となったのである。 関連の法違反があっても派遣先を相手に責任追 先も使用者責任を負う「共同責任」方式の採用 用者責任配分」方式を採用し、労働者の保護を せる起点となり、日本労働法の形骸化 た。 の責任者に対する監督上の困難が一挙に拡大し 及ができず、また、労働基準監督行政も実際上 を回避した。その結果、 確保するために派遣元と重畳的・連帯的に派 遣元に置く形で、きわめて形式的な「水平的 が負うとし、派遣元と派遣先の間で、 安法など)上の使用者責任を、 すなわち「労働法不存在」の状況を蔓延さ 派遣法は、 使用者の無責任=労働者の無権 派遣労働者は労働法 原則的に派遣 重点を 遣

3 世界に例のない「同一労働差別待遇

を規定していた。全国協約で「同 遣労働者についても派遣先労働者との均等待遇 可 七〇年代のドイツやフランスの派遣法は、 派遣労働者は適用されなかった。しかし、一 務づけるだけで、所属企業 の規定は、 むしろ、労働基準法や男女雇用機会均等法など 五年制定から二〇一五年法改正まで三〇年間、 られてきた。派遣法は、二〇一二年改正で派遣 元の均衡処遇努力義務を導入したが、一九八 「均等待遇」についてはなんら規定しなかった。 派遣労働者は、 一業務を担当しても低劣な差別的待遇を強 同一使用者のもとでの均等待遇を義 派遣先労働者と同一事業場 (使用者 一労働同 が異なる 九 賃 で

ことは適当ではないとする主張が行なわれてい 正社員と、職務給にもとづく派遣労働者とは賃 遇については、年功賃金体系にもとづく派遣先 接雇用の「総合職」「一般職」と非正規雇用の 派遣会社」が数多く設立された。女性は、直 ら派遣労働者として元社員を受け入れる「系列 商社、銀行など、女性労働者が多い大企業では、 労務政策が導入されたと見るべきである。実際 化し男女差別を「雇用形態差別」にすり替える これを逆手にとる形で、女性社員を派遣労働者 派遣労働制度導入の基本的前提そのものが存在 のであれば、本来、日本では欧州とは異なり、 る。しかし、賃金体系の違いを「口実」にする 金体系が根本的に異なるので均等や差別を言う することができる。なお、派遣労働者の均等待 コースに追いやる労務政策が採用されたと理解 いた雇用における男女平等の要請を回避して、 一○○%出資の派遣子会社が設立され、そこか 「契約社員」さらに、別会社所属の「派遣職」 むしろ、派遣法制定当時、国内外で高まって

していなかったと考えるべきである。(3)

一労働者分断と団結の弱体化4 団結困難による孤立

派遣法には、労働組合など集団的労働関係に 関する規定が存在しないが、派遣労働拡大は集 関する規定が存在しないが、派遣労働拡大は集 防行後も派遣労働者組織化に積極的な組合のなかで積極的に反対する組合は多くなかった。法 かで積極的に反対する組合は多くなかった。法 かで積極的に反対する組合は多くなかった。法 かで積極的に反対する組合は多くなかった。法 かで積極的は、 法施行後、 長期間を経過してみない。しかし、 法施行後、 長期間を経過してみると、 正規・派遣で労働者間の分断が進み、 その党働組合は企業内正社員組織として弱体化している。 結果論ではなく、派遣法には「企業 別労働組合は企業内正社員組織として弱体化している。 結果論ではなく、派遣法には「企業 別労働組合弱体化法」という狙いがあったと考えるべきである。

しかし、法制定前から事業場内下請問題にかかわっていた筆者は、派遣法施行後も労働組合の多くが別会社所属の派遣労働者を組織しないの多くが別会社所属の派遣労働者を担けた。つまり、無力で孤立した派遣者分断が進み、比較的恵まれた正社員しか組織者分断が進み、比較的恵まれた正社員しか組織方働者を支援しない利己的団体に転落して労働表という役割を怠り、もっとも低劣条件の派遣表という役割を怠り、もっとも低劣条件の派遣表という役割を怠り、もっとも低劣条件の派遣表という役割を怠り、もっとも低劣条件の派遣者という役割を怠り、もっとも低劣条件の派遣者というでは、

えない。

ただし、事業場内下請労働者の組織化や関連 関題の取組みを持続してきた労組(例、民放労 連KBS京都放送労組など)も見られるが、労 連KBS京都放送労組など)も見られるが、労 連国では、所属企業間の差異が大きく、間接雇 韓国では、所属企業間の差異が大きく、間接雇 韓国では、所属企業間の差異が大きく、間接雇 はいし、派遣労働の本質を把握し同法の 労働者権への否定的影響に対して批判的姿勢を 費働者権への否定的影響に対して批判的姿勢を では、所属企業間の差異が大きく、間接雇 はいた労働・市民運動の注目すべき取組みがあ ったことを指摘しておきたい。

立法的検討課題派遣労働の弊害克服をめざす

Ξ

二〇〇〇年代に日本は、派遣労働の弊害排除という世界の動向に近づく絶好の機会があった。その結果、日本は、異形な派遣労働制度をもつことになり、このままでは、雇用社会や労もつことになり、このままでは、雇用社会や労もつことになり、このままでは、雇用社会や労もつことになり、このままでは、雇用社会や労をつことになり、このままでは、雇用社会や労をつことになり、このままでの深刻な危機に陥っている。こうした状況を改善するために、日本の間接雇用を国際基準に引き戻し、「人間らしい労働雇用を国際基準に引き戻し、「人間らしい労働雇用を国際基準に引き戻し、「人間らしい労働をされている。

1 遣労働の例外化・ 受入期間の短期化

場合は、 work"を「派遣労働」と訳出したことに誤解を 生む重大な欠陥があった。 米で使われる "temporary work"を「一時的労働」 することは許されず、 を原則として禁止し、 場合には、 規制」が重要であるが、間接雇用の派遣労働の 者による直接雇用であっても有期雇用は労働の 限る「入口規制」を採用している。労働力利用 業者から受け入れる労働力を意味している。 の必要性が高い。したがって、企業・事業所で ランスの派遣法では、 派遣先で一時的に労働需要が生じたときに専門 こと、さらに、 事由の例外化と、 不安定性が生じ、それを排除するために「入口 する義務を負うことを明確にしなければならな を保障するためには、派遣労働が「一時的労 (temporary work) と理解されており、 この点では、 「常時的・持続的業務」には、 派遣労働の不安定性を減少させ、 (temporary work)」という点を基本に、 派遣労働は、 **| という用語を「一時的労働」と変更すべ** 派遣先が直接雇用しなければならない。は許されず、短期の上限期間を超えた 直接雇用の場合以上に「入口規制」 英語本来の用語ではない "dispatch 日本の派遣法が制定時以降、 期間終了後は派遣先が直接雇用 派遣受入期間の短期化を図る 世界的には、「一時的労働」 派遣労働者を長期に利用 臨時的事由がある場合に 本来であれば 派遣労働利用 例外的に 雇 用 利用 安定 欧 フ

> まとまった調査や統計は見られないが、メディ 災害が間接雇用(重層下請けや派遣労働)で発 要がある。 労働」という用語に変更することを提案したい。 (②) についての派遣・請負の禁止 の事案が頻繁に発生しており、 ア報道では、 止」を趣旨とする立法が制定された。日本では 務への派遣・下請を制限する「危険の外注化禁 生していることが社会問題となり。危険有害業 保護への配慮を重視した業務限定を導入する必 ある。このような社会的事由に加えて、 務については労働者派遣を制限する特別規制が 康と密接な関連を有する医療業務など一部の業 きたことから「派遣労働」との関連を表すため きである。しかし、三〇年以上も広く使われて 対象業務については、現在、患者の生命 を検討する必要性があることを強調したい。ついての派遣・請負の禁止(危険の外注化禁 とくに、 派遣や請負形式による重大な労災 韓国では、 危険・有害業務 近年、重大労働 労働者 健

> > 議論が必要である 者保護という点から派遣労働の対象を限定する

2 派遣元・ 派遣先共同責任への転換

とが必要である。その際には、 使用者責任が負うべきであると考えるが、 立法的措置が必要である。 方式を改めて、 の余地がないように立法的に明文で規定するこ けるので、 者責任回避を生じやすく労働者保護に大きく欠 は法律関係が多面的に形成されるなかで、 元と「共同使用者責任」を負うことを明示する 派遣労働や下請・重層下請など、間接雇 最終的労働力利用者である派遣先の 派遣先が連帯的・重畳的に派遣 「水平的配 使用 用

代行、 これらが一括して削除されてしまった。 遺労働者の雇用を列挙していたが、 個人情報提供要求制限、 性別を理由とする差別禁止、 険料等、 利益取扱い禁止、④未払賃金、⑤健康保険の保 働者派遣契約遵守等、 と並んで「派遣先責任の強化」を規定し、 不利益取扱い禁止、③育児休業を理由とする不 主党、社民党、国民新党)案では、「均等待遇 この点では、二〇〇九年六月の野党三党 ⑧労災保険給付請求に係る便宜供与、 ⑥安全衛生教育、⑦定期健康診断等の ②年休取得を理由とする ①団体交渉応諾、 ⑩派遣元に対する 政府 案では 12派 (民 9

畳的な共同義務とすることを原則として明記し 先が派遣元と並んで負担する義務を連帯的・重 しかし、このような列挙主義ではなく、

あった。こうした業界側の要望ではなく、 的な「業務請負」が拡大していたことの反映で

労働

る。

遣が除外されたのは、

企業側の要請から法脱法

権益・業域確保を反映した面が強いと考えられ

また、二〇〇三年法改正まで製造業への派

なっている。つまり、

縦割行政による省庁別

0

関連特別法が存在するので派遣法の適用除外と

実態としては

「間接雇用」形式の就労が多く、

労働者派遣が禁止されている。これらの業務は

なお、警備、建設、港湾などの一定業務では

止

列挙するほうが妥当であると考える。例外的・限定的に「ネガティブリスト」として派遣元だけが負う使用者の責任だけをきわめて

中には、 企業名公表等の措置を提案したい。 年以上)派遣受入れ禁止と④法令違反の派遣先 先に対する罰則を格段と強化し、一定期間 の行政官庁への届出、③法令違反があった派遣 の許可・届出の義務づけ、②派遣元管理台帳等 法令遵守を確実にするためには、①派遣受入れ 目立っている。その結果、 制 ける派遣元と違って、派遣先の法違反に対する 「横暴」とも言える派遣先対応が頻発している。 裁措置がきわめて緩やかである。派遣先の また、現行派遣法の運用では、事業許可を受 派遣法や関連政省令の不遵守や無知が 労働者保護に欠け、 五

よる法規制強化が必要である。 違法な偽装請負利用についても、 負担を強いられることが挙げられた。派遣先の 追求と裏腹に、州・住民が社会保障などの公費 件を満たすことを企業に義務づけた。同法の制 制法(AB5法) 月、「誤分類」(実際には労働者であるのに、個 る。また、カリフォルニア州が、二〇一九年九 制整備のために担当職員の大幅増が必要であ する傾向が改善されない。労働行政の監督体 ており、派遣法すら回避して使用者責任を潜脱 定根拠として、企業による労働法令違反の利益 人請負業者とする企業の人事政策)に対する規 なお、 派遣法施行の一方、偽装請負が蔓延し を制定して「請負」の厳格要 同様な根拠に

3 均等待遇保障

た。 まで、経験が少ない若い正社員との待遇格差が 月にわたって従事する労働者が現れたが、経験 ある。従来の二六業務では同一派遣先で長い歳 遣元だけを均衡配慮の義務主体として派遣先が 準や派遣労働者の職務内容などを勘案して賃金 禁止」とは対照的に日本派遣法は均等待遇規定 正当化されない程度に達した例も少なくなかっ 義務を負わないこと、②均等ではなく、曖昧な を決める配慮義務を規定した。その特徴は①派 派遣元が派遣先の同種業務従事労働者の賃金水 正法三〇条・二〇一五年改正法三〇条の三は、 を欠く異形の法規制であったが、二〇一二年改 を積んで熟練が高まっても低劣な賃金はそのま 均衡」を考慮する配慮義務に留まったことで ECの「非差別原則」や韓国法の「差別待遇

改正は、派遣先が均等待遇義務を負う主体でな で、派遣法も改正され、「パート・有期法」と同様に「均衡待遇(不利な取扱いの禁止)」規定が新たに 等待遇(不利な取扱いの禁止)」規定が新たに 等待遇(不利な取扱いの禁止)」規定が新たに に「均衡待遇(不合理な待遇の禁止)」と「均 に「均衡待遇(不合理な待遇の禁止)」と「均 に「均衡待遇(不合理な待遇の禁止)」と「均 に「均衡待遇(不合理な待遇の禁止)」と「均 に「均衡待遇(不合理な待遇の禁止)」と「均 に「均衡行過が、に との待遇格差の是正が行なわれることになっ た(派遣先均等・均衡方式)。この二○一八年 しかし、二○一八年「働き方改革関連法」で と正は、派遣先が均等待遇義務を負う主体でな でなる。

> る。 ような問題点があり、立法的な改善が必要であいという重大な欠陥がある。それ以外にも次の

(1) 派遣労働に関しては例外として「労使協定のの三による「共通ルール」は適用されない。の三による「共通ルール」は適用されない。の三による「共通ルール」は適用されない。この「労使協定方式」を選択することができるとされた(法三方式」を選択することができるとされた(法三方式」を選択することができるとされた(法三方式」を選択することができるとされた(法三方式」を選択することができるとされた(法三方式」を選択することができるとされた(法三方式」を選択することができるとされた(法三方式」を選択することができるとされた(法三方式」を選択することができるとされた(法三方式)を選択することができるとされた(法三方式)を選択することができるとされた(法三方式)を選択することができるとされた(法三方式)は、派遣元事業場でのの三による「共通が関係」といて、「労使協定」という。

見られ、 追加支給することを義務付けている。これは以 終了手当」として派遣期間全体賃金の一〇%を 期間満了時に次の雇用がないときには 留まることが予想される。フランスでは、 各種手当や福利厚生での均衡待遇を図ることに 社員は年功給」を理由とする差別肯定論 (2) な手当である。 雇用不安定な派遣労働の特殊性に対応した特別 前は「不安定労働手当」と呼ばれていたように ガイドラインでは「派遣社員は職務給、 基本給での格差是正は例外的であり、 雇用調整可能という派遣労働利 の跡が 派 派遣 Œ. ルール」適用回避を目的とした「抜け道」にな

る危険性が高く削除するべきである。

されていない現実を考える時、

実際上、「共通

労使協定が民主的に代表を選出して適切に締結

不利益を補償する必要がある。安定労働手当」を新設し、労働者と社会が被る用で利益を受ける派遣先企業の負担による「不

度撤廃」という選択をするしかない。 とができない場合、立法的には「労働者派遣制とができない場合、立法的には「労働者派遣制正法でも是正は至難である。「派遣労働におけい現状では、基本給での均等待遇については改い現状では、基本給での均等待遇については改いが表別。

4 団結の助長

(2)

改善を図ることが重要である。ILOも 次のような立法的な措置が必要であると考える。 派遣労働者の団結を助長するためには、 に反しており、 されている日本の現状はこうしたILOの要請 労働者が集団的労働関係からほぼ全面的に排除 八一号条約も社会的対話を重視している。 らしい労働 劣悪労働化する大きな要因となっており、 えに、労働組合の支援もないことが派遣労働が 用関係で使用者責任を追及することが困難なう う例はきわめて限られている。多面的な間接雇 労働者が紛争時以外に労働組合に加入するとい 地域労組に加入するという場合を除いて、 じた筆者の経験からは、労働相談などを機会に 査はほとんど存在しない。メール相談などを诵 て社会的対話を挙げており、 派遣労働者の労働組合加入についての統計調 (decent work) 抜本的に改善される必要がある。 の重要な内容とし 日本も批准した一 当面、 「人間 その 派遣

> 規定することが必要である。 当労働行為についても派遣先の使用者性を広く 責任明確化の趣旨から、 決 に、 上 (1) 別をせず、上述のとおり、 ることが必要である。その場合には、 ある。具体的には、 の使用者性を確認的に明文で定めることで (朝日放送事件) 間接雇用における派遣先や受入企業を含め 派遣先の団体交渉応諾義務と不当労働行為 のような団交事項による区 労働組合法七条の使用者 原則的に団体交渉や不 派遣先使用者の共同 最高裁判

(3) 労使協定(三六協定)に関して、派遣労働が必要である。

活動ができることを明文で保障する立法的措置

派遣労働者が、派遣先事業場でも労働組合

(3) 労使協定(三六協定)に関して、派遣労働者の場合には、実際に就労する派遣先事業場でして就労している派遣労働者が民主的に過半数して就労している派遣労働者が民主的に過半数代表を選出することは非現実的な虚構である。に参加できるように法改正をすることが必要である。それと関連しても派遣労働者の派遣先事業場での組合活動権保障が必要である。

(1) 日本的派遣労働と法をめぐる批判的分析としては萬井隆令『労働者派遣法論』(旬報社、二〇一三年六七年)が詳しく、和田肇・脇田滋・矢野昌浩編著七年)が詳しく、和田肇・脇田滋・矢野昌浩編著

- (2) 脇田滋「営利的労働者派遣事業制度化論の検討-公正労働条件保障に逆行する職安法改正批判」 デ働法律旬報一〇一七号(一九八一年二月)三〇 京、『労働法の規制緩和と公正雇用保障 労働者派遣法運用の総括と課題』(法律文化社、一九九派遣法運用の総括と課題』(法律文化社、一九九
- (3)「東洋経済」二○○三年二月八日号の特集記事。(4)民放労連など、一部の例外を除いて派遣労働者を支援して裁判で争う派遣先職場の労働組合はきた。
- (5) 筆者は、一九九六年からインターネットによるメール相談活動を通じて問題状況の可視化に努めた。脇田滋「労働者派遣法改定の意義と法見直しに向けた検討課題」日本労働法学会誌九六号(二○○○年)七一頁以下、脇田滋『派遣・契約社員働き方のルール』(旬報社、二○○二年四月)参働き方のルール』(旬報社、二○○二年四月)参報。
- (7) 脇田滋「韓国の労働者派遣法」和田ほか・前掲 (6)松下PDP事件については、原告代理人であっ 注 同法の違憲性についての疑念が再び強くなった。 の立場を採用した。しかし、 務限定などの要件に注目して「合理的限定解釈」 反ではないか強い疑念を抱いた。しかし、 法制定に際して同法が憲法(二七条、二八条) か・前掲注(1)第三章等、 九年)参照。 た豊川義明弁護士の著書『労働における事実と法 - 基本権と法解釈の転回』(日本評論社、 (1) 三三一頁以下参照 また、 判例動向については、 九九年改正によって 参照。 筆者は、 対象業 和田ほ 派遣

- (8) 現在、一五年改正派遣法(四○条の六、五項)による派遣先直接雇用をめぐる裁判(東リ伊丹工 場事件、日検名古屋支部事件)が提起されているが、これらの裁判では、偽装請負=違法派遣で長期に働いていた労働者の実質的使用者である派遣 共による雇用責任回避を許さない、法的正義にもとづく判断が求められている(民主法律時報二○一八年一月号)参照。
- 事例の集積として把握せざるをえない。 ほとんどなく、可視化されていない。地域労組やほとんどなく、可視化されていない。地域労組や
- 議のHP(http://www.hiseiki.jp/)参照。 議のHP(http://www.hiseiki.jp/)参照。 議のHP(http://www.hiseiki.jp/)参照。
- (1) 片岡曻教授は、「雇用と使用の分離を前提とする派遣労働者の労働契約を労働法上の概念として容認することには、理論上もなお問題の残るところである」とされ、通常の労働契約と区別する意味で「派遣労働契約」と呼ぶのがふさわしいと指摘されていた(西谷敏・脇田滋編『派遣労働の法ところである」とされ、通常の労働契約を労働法上の概念として
- 討」和田ほか・前掲注(1)三七三頁以下。(12) 和田肇「労働者派遣の法規制に関する総括的検
- 以下(原文は韓国語)参照。題」民主法学六二号(二〇一六年一一月)四七頁題」民主法学六二号(二〇一六年一一月)四七頁

- (4) 法制定を進めた当時の中曽根内閣は、国鉄など官公労に対する露骨な組合組織弾圧を進めていた。 学なくとも、民間についても長期的に労働組合の 場体化を意図しており、明示的ではないが、労働 者派遣法にそのような役割を期待していたと筆者 は推測している。
- (15) 筆者は二○○○年五月、韓国非正規労働センター創立記念シンポジウムに招請され、そこで非正規労働運動に取り組む若い活動家に出会う機会があった。以後二○年間の韓国非正規運動と非正規あった。以後二○年間の韓国非正規運動と非正規が働センターを表示。

制度改善勧告」)]

- (16) 派遣労働を「一時的労働」に限定する主張としては、本久洋一「労働者派遣法の原理的考察」日本労働法学会誌一二九号(二〇一七年五月)参照。 2008/104/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on temporary agency work) では"temporary agency work"が使われており、これも「一時的派遣労働」への用語変更の理由である。
- (18) 韓国では昨年、国家人権委員会が、「1.危険の外注化から労働者の生命と安全を保障するため

・危険作業の範囲を拡大すること・危険作業の範囲を拡大すること・危険作業のの変化および各産業別特殊性、作業工程のような物質的作業要素など多様な要因を考慮して、うな物質的作業要素など多様な要因を考慮して、

全業務の基準を用意すること直接雇用原則により外注化が制限される生命・安す、生命・安全と直接関連する業務を具体化して、

一月五日「間接雇用労働者労働人権増進のためのて外注化誘発要因を最小化し、産業災害発生に対する厳正な処罰と指導・監督を通じて産業災害予防機能を強化する方案を用意すること 防機能を強化する方案を用意すること

- (20) 韓国の国家人権委員会勧告・前掲注(18)参照。
- ていることが参考になる。(記)この点では、ドイツの派遣労働者が、事業所協
- 参照:。 法の展開』(旬報社、二○一九年)一六○頁以下 法の展開』(旬報社、二○一九年)一六○頁以下

(わきた しげる)